

やまと広域環境衛生事務組合ごみ処理施設条例

(平成29年4月18日条例第2号)

(目的)

第1条 この条例は、やまと広域環境衛生事務組合規約（平成23年奈良県指令市町村第1267号）第3条に規定するごみ処理施設（以下「施設」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 やまと広域環境衛生事務組合（以下「組合」という。）は、ごみを衛生的に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 やまとクリーンパーク
- (2) 位置 奈良県御所市大字栗阪293番地

(搬入者の範囲)

第4条 施設にごみを搬入できる者は、次に掲げるものとする。ただし、組合の管理者（以下「管理者」という。）が近隣市町村等からの要請により特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 組合の構成市町（以下「構成市町」という。）
- (2) 構成市町の委託により一般廃棄物を収集運搬する者
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項本文の規定により構成市町の長の許可を受けた者
- (4) その他構成市町が認めた者

(損害賠償)

第5条 施設又はその設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例は、平成29年4月1日から適用する。